

千葉労働局発表
令和7年8月7日

担	千葉労働局職業安定部 職業安定課長 太田 克明 雇用保険監察官 栗山 潤一
当	電話 043-221-4081

松戸公共職業安定所における書類の誤送付について

千葉労働局（局長 こやま ひでお 小山 英夫）は、松戸公共職業安定所（以下「松戸所」という。）における個人情報を含む書類の誤送付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

松戸所において、雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を送付する際、A氏の資格者証をB氏が作成した返信用封筒に入れ間違えたまま送付するという誤送付事案が発生した。

資格者証には、氏名、被保険者番号、生年月日、金融機関名、支店名、口座番号、支給金額が記載されていた。

2 事実経過

- （1）令和7年6月25日、A氏及びB氏の離職前の最終月の賃金が判明したことによる離職票の補正が完了したため、保留となっていた支給処理を行い、資格者証をB氏へ特定記録郵便で発送した。
- （2）6月27日、B氏から自分と違う方の資格者証が届いたとFAX連絡があった。このため、同日、職員がB氏宅を訪問し、書類を確認したところ、A氏の資格者証が届いていたことが分かり、個人情報の漏えいが発覚した。

3 発生原因

6月25日に資格者証を封入、封緘する際に行う、ダブルチェックが形骸化していたため。

4 再発防止策

（1）松戸所での対策

- ① 6月27日、所長が全職員に対し、口頭により本件事案発生の概要及び問題の所在の説明を行うとともに、「個人情報保護に関する研修テキスト」に基づく基本動作・確認作業を徹底するよう注意喚起を行った。
- ② 6月30日、所長が全職員に対し、「個人情報保護に関する研修テキスト」を使用した緊急自主点検を実施するよう指示した（7月4日完了）。
- ③ 7月2日及び4日、所長及び次長が漏えい発生部署全員に対しヒアリングを実施し、漏えい原因の分析を行った上で、再発防止のための処理手順見直しについて指示・指導を行った。具体的

には、封筒宛先に封入者・封緘者が色違いのマーカーでチェックを入れ、2色のチェックが入っていない郵便物は庶務課で発送処理を行わず雇用保険給付課へ差し戻す手順とした。

(2) 労働局での対策

- ① 7月3日、職業安定部長から局内全ての公共職業安定所長に対して、事案の内容及び発生原因についてメールで周知し、基本動作の徹底、再発防止に向けた個人情報の適正な管理について指示した。
- ② 7月31日、局長から局内課室長、各労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、再発防止策の徹底、教育・研修・点検の実施に係る通達を発出した。併せて7月29日、総務部長による松戸所の訪問指導・点検を実施した。
- ③ 8月5日、公共職業安定所長会議において、局長から所長に対し、再度、個人情報漏えい防止の徹底を指示した。